## 蒲郡市新型インフルエンザ等対策行動計画 概要版

### 景

平成25年4月に、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(特措法)が 施行されました。

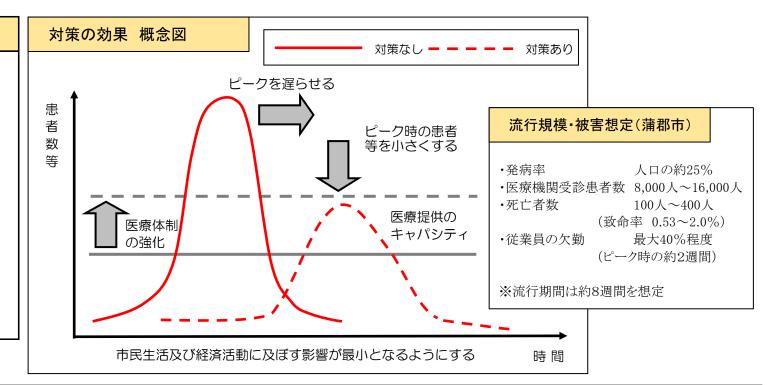
特措法第8条第1項「市長は県行動計画に基づき、当該市域に係る新型 インフルエンザ等対策の実施に関する計画を作成するものとする。」の規定 に基づき、「蒲郡市新型インフルエンザ等対策行動計画」を作成します。

#### 行動計画の目的

- ○感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- ○市民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

### 実施する措置

- ○県内外の発生状況等の情報収集
- ○市民への適切な情報提供
- ○まん延防止
- 特定接種の実施の協力
- ・住民に対する予防接種の実施
- ○医療等の提供体制の確保
- ・医師等への医療従事の要請・指示
- ・臨時の医療施設の開設等
- ○市民生活・経済の安定に関する措 置



#### 行動計画における主な対策(発生段階別)

未発生期

海外発生期

国内発生早期

県内未発生期

国内感染期

県内発生早期

患者が発生し ていない状態 患者が発生しているが、 患者の接触歴を疫学 調査で追える状態

県内感染期

くなった状態

患者の接触歴が疫学調査で追えな どまっている状態

小康期

患者の発生が減少し、低い水準でと

・複数の媒体、機関を活用した情報提供・注意

・供給が可能になりしだい住民接種の実施

市民、事業者に生活必需品等の買占め、売惜

●状況に応じた緊急事態措置の縮小・中止

・関係機関と情報共有

相談窓口の縮小

通常の医療体制

国・県の動き		<b>政府対策本部及び県対策本部設置</b>	緊急事態宣言	緊急事態宣言終了
--------	--	------------------------	--------	----------

# 施 措 置 項 目 لح の 主 な 対

策

実施体制	・平素からの情報交換、連携体制確認、訓練実施	
情報収集·情報 提供·共有	・市ホームページ等を利用した継続的な情報提供	・複数の媒体、機関を活用した情報提供・注意 喚起 ・関係機関と情報共有 ・相談窓口の設置
予防・まん延防止 予防接種	<ul><li>・個人レベルでの対策の普及</li><li>・職場対策の周知</li><li>・特定接種体制の構築</li><li>・住民接種体制の構築</li></ul>	・個人レベルでの対策の普及 ・特定接種の実施 ・住民接種の準備
医療	・医療資器材の確保等	・医療機関等への情報提供
市民生活及び経済の安定の確保	<ul><li>・高齢者等の要援護者への生活支援等の対応の検討</li><li>・必要な医薬品その他物資等の備蓄、施設設備の整備</li><li>・火葬能力等の把握、検討</li></ul>	・要援護者等への周知 ・各事業者に職場における感染対策の準備について周知 ・一時的に遺体を安置する施設等の確保の準備

市行動計画の作成、見直し

- 複数の媒体、機関を活用した情報提供・注意
- 関係機関と情報共有
- ・複数の媒体、機関を活用した情報提供・注意 ・関係機関と情報共有
  - ・相談窓口の設置

●市対策本部の設置

(緊急事態宣言)

- まん延防止対策の実施 外出の自粛要請
- 特定接種の実施
- ・供給が可能になりしだい住民接種の実施
- 医療機関等への情報提供 帰国者、接触者外来の周知
- 帰国者、接触者相談センターの周知
- 要援護者等への支援
- 各事業者に職場における感染対策の実施 ・市民、事業者に生活必需品等の買占め、売惜
- みが生じないよう要請 一時的に遺体を安置する施設等の確保の準
- ●水の安定供給
- ●生活関連物資等の価格の安定

- ●市対策本部の廃止 市対策本部の設置 (緊急事態解除宣言)
- ・複数の媒体、機関を活用した情報提供・注意 喚起
- ・関係機関と情報共有
- ・相談窓口の設置 まん延防止対策の実施
- ・外出の自粛要請 特定接種の実施
- 供給が可能になりしだい住民接種の実施
- 医療機関等への情報提供 原則として全ての一般の医療機関での診療
- ●臨時の医療施設の設置
- 要援護者等への支援 ●要援護者への支援
- 各事業者に職場における感染対策の実施 ・市民、事業者に生活必需品等の買占め、売惜 しみが生じないよう要請
- 一時的に遺体を安置する施設等の確保の準
- ●埋葬、火葬の特例等 ●水の安定供給
- ●生活関連物資等の価格の安定

しみが生じないよう要請

●は新型インフルエンザ等緊急事態宣言に伴い実施する措置